

項目名	地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長及び拡充
税目	登録免許税
要望の内容	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域医療構想の実現に向けては、医療機関の再編を伴う急性期機能の集約化や病床機能の再編が必要となる場合があるが、入院患者の調整による減収等、医療機関に新たな経済的負担が発生する。 地域の医療機関の再編に伴う経済的負担を軽減することで、地域医療構想をより一層推進する。 ＜参考＞新たな地域医療構想に関するとりまとめ（令和 6 年 12 月 18 日新たな地域医療構想等に関する検討会） 新たな地域医療構想については、2025（令和 7）年度に国で新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを検討・作成し、都道府県において、医療機関からの報告データ等を踏まえながら、2026（令和 8）年度に地域の医療提供体制全体の方向性、必要病床数の推計等を検討・策定、2027（令和 9）年度から 2028（令和 10）年度までに医療機関機能に着目した地域の医療機関の連携・再編・集約化の協議等を行うことが考えられる。このため、現行の地域医療構想の取組について、2026（令和 8）年度も継続することとし、新たな地域医療構想については、2027（令和 9）年度から順次取組を開始することとし、円滑な移行を図ることが適当である。 ・ 特例措置の内容 地域医療構想を推進するため、医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「医療介護総合確保法」という。）第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物に対する登録免許税を減免する税制措置の延長及び拡充※を要望する。 ※●地域医療構想調整会議において合意された再編を適用対象とする。 ●税率について、以下の通り見直しを行う。 土地の所有権の移転登記 1,000 分の 5（本則：1,000 分の 20、現行措置：1,000 分の 10） 建物の所有権の移転登記 1,000 分の 1（本則：1,000 分の 4、現行措置：1,000 分の 2） ＜関係条文＞ 医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2～第 12 条の 10 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 81 条

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		▲40 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる医療提供体制を構築する。 (2) 施策の必要性 再編を含む病床機能の分化・連携を税制で支援することにより、医療機関の自主的な取組を促し、地域医療構想のより一層の推進と実現を図る。		
今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること	
		政策の達成目標	病床再編等に係る負担を軽減し、地域医療構想の取組を進め、新たな地域医療構想においても引き続き病床再編等を促進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を進めること。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年（令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）	
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ	

		政策目標の達成状況	地域医療構想の取組により医療機関の再編統合等が進んだこともあり、病床機能報告上の病床数について、2015年から2024年にかけて、125.1万床から117.8万床になり、2025年の必要病床数である119.1万床と同程度の水準となっている。また、機能別の病床数をみると、急性期と慢性期が減少し、回復期が増加するなど必要病床数の方向性に沿って、全体として地域医療構想の進捗が認められる。 新たな地域医療構想については、2025（令和7）年度に国で新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを検討・作成する予定である。
		要望の措置の適用見込み	年間4件
	有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地域医療構想の実現への過程において、公立・公的医療機関と民間医療機関に対して等しく再編を促していくためには、税負担においても可能な限り公平性を失うことがないようにする必要がある。加えて、医療機関の再編に伴う資産の取得について、登録免許税を優遇する措置を延長及び拡充することにより、民間医療機関の経済的負担が軽減され、地域にとって最適な機能を有する民間医療機関の再編に関する議論及び再編の実施が促進される。また、建築費、物価高騰により再編統合時の税負担も大きくなっていることから、税率の引き下げを行い、経済的負担を軽減することで再編が計画通りに進むことを促す。
		当該要望項目以外の税制上の措置	・「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」（平成31年4月1日施行） 地域医療構想の実現のため、民間医療機関等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却できることとするもの。 ・地方税についても同様の要望を行っている。
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	○病床機能再編支援事業 病床削減や再編時に入院患者調整等により減収となる中、過配置となる人員の給与、病院間の給与水準の調整等、一定の期間対応を要する財政上の阻害要因を緩和するため、病床の削減規模及び再編規模に応じた支援を行う。 （総事業費）22億円（令和7年度予算額）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	病院再編時の財政上の減収分を上記予算で補填し、不動産取得時の登録免許税に係る経済的負担に対しては本要望により軽減を行う。

		要望の措置の妥当性	地域医療構想の実現に向けた地域の医療機関の再編を本措置で支援することにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		[適用件数] [減収見込み額] 令和6年度 4件 ▲62百万円 令和7年度（見込み） 4件 ▲81百万円 ※認定再編計画の認定医療機関へのヒアリングに基づき算出
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		再編計画の認定の実績が上がってきており、再編は促進されているものと考えている（本制度が創設された令和3年度は1件、令和6年度は3件）。
	前回要望時の達成目標		病床再編等に係る負担を軽減し、2025年における地域医療構想の実現を図る。 新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、地域医療構想調整会議で合意した2025年（令和7年）における必要病床数に対する実際に増減された病床数の割合を2025年度中に100%とすることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		地域医療構想の取組により医療機関の再編統合等が進んだこともあり、病床機能報告上の病床数について、2015年から2024年にかけて125.1万床から117.8万床になっており、2025年の必要病床数である119.1万床と同程度の水準となり、実際に増減された病床数の割合は全体で122%となっている。また、機能別にみると高度急性期28%、急性期42%、回復期31%、慢性期79%となり、2023年※から実際に増減された病床数の割合は増加している。病床数も、急性期と慢性期が減少し、回復期が増加するなど必要病床数の方向性に沿って、全体として地域医療構想の進捗が認められる。 ※2023年度 全体98% 高度急性期23% 急性期36% 回復期30% 慢性期73%
これまでの要望経緯			令和3年度 登録免許税の軽減措置の創設 令和4年度 不動産取得税の軽減措置の創設 令和5年度 登録免許税の軽減措置の延長 令和6年度 不動産取得税の軽減措置の延長

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局医療経営支援課）

項 目 名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長		
税 目	相続税、贈与税		
要 望 の 内 容	持分あり医療法人においては、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ、医業継続が困難になることが想定される。 このため、持分あり医療法人が持分なし医療法人に円滑に移行し、引き続き地域医療の担い手として医業を継続できるよう、平成 26 年度税制改正により、持分なし医療法人への移行計画を医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上認定する制度を前提として、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」が創設された。 平成 29 年 10 月には、特例措置の期限を延長するとともに、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入され、その後、特例措置の期限は令和 8 年 12 月末まで延長されている。 今般、その期限が終了することから、本特例措置の延長を行う。		
	<現行の制度期間（厚生労働大臣の認定期間）> 令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで		
	<医療法人数> 総数：59,419 法人 うち医療法人社団：59,034 法人（約 99.4%） うち「持分あり」：35,766 法人（約 60.2%） 「持分なし」：23,268 法人（約 39.2%） うち医療法人財団：385 法人（約 0.6%） （令和 7 年 3 月末現在）		
	<関係条文> 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 2 から第 10 条の 8 まで 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 56 条から第 60 条まで 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 7 の 9 から第 70 条の 7 の 14 まで		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲5,000 百万円） （－ 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 持分あり医療法人が、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ医療の継続に支障をきたすことのないように、持分なし医療法人への移行を促進することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。 (2) 施策の必要性 医療法改正により、医療法人の非営利性の徹底と地域医療の安定性の確保のため、持分あり医療法人は、平成 19 年度以降新規に設立できないこととなっている。 当該法改正前に設立されていた持分あり医療法人については、持分なし医療法人への移行を促進しており、平成 26 年度には、持分なし医療法人への移行計画の認定制度（認定医療法人制度）を創設し、認定を受けた医療法人には、出資者の死亡による相続税の猶予・免除、出資者間のみなし贈与税の猶予・免除等の優遇税制が措置された。 また、平成 29 年度には出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入された。 平成 30 年度から令和 6 年度までにおいては、持分なし医療法人へ移行した法人のうち、7 割以上が認定医療法人制度を活用しており、本特例措置は、円滑な移行促進のために必要な支援措置となっている。 令和 7 年 3 月末時点で、持分あり医療法人は約 3.6 万法人あり、引き続き持分なし医療法人への移行を促進する必要があることから、本特例措置の延長が必要である。	
		合理性	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	政策体系における政策目的の位置付け		政策の達成目標 医療の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。
	租税特別措置の適用又は延長期間		令和 9 年 1 月 1 日～令和 11 年 12 月 31 日
	同上の期間中の達成目標		医療の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、

			り、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。
		政策目標の達成状況	本特例措置の活用状況について、平成27年度から平成29年度までにおいて、持分なし医療法人へ移行した315法人のうち、認定医療法人制度を活用した移行は47法人（約15%）、平成30年度から令和6年度までにおいて、持分なし医療法人へ移行した法人1,388法人のうち、認定医療法人制度を活用した移行は983法人（約71%）となっている。このように、平成29年度における法人へのみなし贈与税の非課税措置の導入もあり、持分なし医療法人への移行がさらに促進されているところであり、本特例措置は持分なし医療法人への移行に欠かせない制度となっている。 本特例措置の周知については、持分あり医療法人の経営上のリスク（持分の払戻し、相続税課税等）や持分なし医療法人への移行によるメリットについて、医療関係者や税理士事務所等への説明会を実施してきており、今年度は前述の説明会に加え、小規模な相互参加型の相談会の開催も新たに予定している。 こうした制度の周知により、持分なし医療法人への移行が進み、地域住民に対する良質かつ適切な医療の継続的・安定的な提供につながっているものと評価できる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	（相続税）8件／年 （贈与税）11件／年 （参考）医療法上の移行計画の認定件数：109件／年
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度及び本特例措置により、持分なし医療法人へ円滑に移行することで、出資者の相続等を契機とした出資持分の払戻請求等による医療法人の経営悪化をあらかじめ回避することにより、医療法人の経営の安定化及び地域医療の継続的・安定的な提供を実現することができる。 令和7年2月に実施した持分あり医療法人を対象としたアンケート調査においても、持分なし医療法人への移行の意思がある法人の9割以上が認定医療法人制度の活用予定ありと回答している。更に、認定医療法人制度の活用予定ありの法人の約8割が、認定医療法人制度が延長されなかった場合、持分なし医療法人へ移行できないと回答しており、持分なし医療法人への移行に欠かせない措置となっている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	○持分なし医療法人への移行計画に関する認定審査等経費 8,357 千円 持分なし医療法人への移行計画に関する審査等補助業務を行うための経費（委託費） ○医療施設経営安定化対策費 12,822 千円の内数 持分なし医療法人のリスクの周知、セミナー開催のための経費（委託費） ○福祉医療機構融資（持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金） 認定医療法人が持分なし医療法人へ移行する際の持分払戻等のために必要な資金について、福祉医療機構の優遇融資により支援している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	持分あり医療法人のリスクや課題を周知するため、セミナー開催や動画の公開を行っている。 その上で、移行の意思のある法人が、認定医療法人制度活用の検討ができるよう、同セミナーや動画において、制度説明や申請方法、福祉医療機構の貸付制度の紹介等を行っている。 また、認定医療法人制度の認定申請の適切な処理が可能となるよう、審査等補助業務の委託を行っている。
		要望の措置の妥当性	円滑な医業承継を支援するとともに、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を促進することは、地域住民に対して継続的・安定的に医療が提供されるようにするための措置であり、国民に広く効果が及ぶことが見込まれ、妥当である。
		租税特別措置の適用実績	相続税：令和4年度 17 件 （902 百万円） 令和5年度 11 件 （280 百万円） 贈与税：令和4年度 10 件 （5,913 百万円） 令和5年度 9 件 （3,005 百万円） 医療法上の移行計画の認定件数：令和4年度 132 件 令和5年度 123 件 令和6年度 98 件 （※）3カ年の平均 約 118 件
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度及び本特例措置により、持分なし医療法人へ円滑に移行することで、出資者の相続等を契機とした出資持分の払戻請求等による医療法人の経営悪化をあらかじめ回避することにより、医療法人の経営の安定化及び地域医療の継続的・安定的な提供を実現することができる。

		令和 7 年 2 月に実施した持分あり医療法人を対象としたアンケート調査においても、移行予定の時期が令和 9 年以降の見込みとなっている法人のうち、8 割が当該制度の活用を想定しており、そのうち 8 割強が、制度がないと移行が不可能と回答している。
	前回要望時の達成目標	医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本制度の活用状況について、平成 29 年度に法人へのみなし贈与税非課税措置が導入されてから令和 7 年 6 月末までの間、認定医療法人制度を活用した移行が、持分なし医療法人に移行した法人全体の 7 割以上となっている。 従って、本制度が円滑な移行の支援につながり、ひいては継続的・安定的な医療提供が確保されていることから、当該目標は一定程度達成していると考えられる。
これまでの要望経緯		平成 26 年度税制改正要望（制度創設○） 平成 29 年度税制改正要望（延長○、拡充○） 令和 2 年度税制改正要望（延長○、拡充×） 令和 5 年度税制改正要望（延長○、拡充○）

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(厚生労働省医政局地域医療計画課)

項 目 名	重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援							
税 目	登録免許税							
要 望 の 内 容	「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」（令和6年12月25日厚生労働省医師偏在対策推進本部策定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、実効性のある総合的な医師の偏在対策を推進するため、重点医師偏在対策支援区域で承継又は開業する診療所に対し、登録免許税の軽減措置を講ずる。							
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>▲131 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ ー 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ ー 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	▲131 百万円	（制度自体の減収額）	（ ー 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	▲131 百万円							
（制度自体の減収額）	（ ー 百万円）							
（改正増減収額）	（ ー 百万円）							
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が早い地域などを都道府県において「重点医師偏在対策支援区域」（以下「重点区域」という。）と設定した上で、重点区域で承継又は開業する診療所への支援、重点区域の医療機関の医師への手当増額の支援（医師手当事業）等の経済的インセンティブによる取組（令和8年度予算編成過程で検討）等を通じ、医師の偏在を是正する。							
	(2) 施策の必要性 医師偏在は一つの取組で是正が図られるものではなく、様々な取組を幅広く実施することが重要であり、診療所の承継・開業支援事業や医師手当事業に加えて、重点区域の医療機関の医療従事者へのインセンティブの強化、当該区域で承継又は開業する診療所への更なる支援として、税制上の支援を行う必要がある。							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅱ 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること 施策目標Ⅱ－Ⅰ 今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること
		政策の達成目標	医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに基づき、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するため、重点区域で承継・開業する診療所への税制上の措置を講ずることで、より効果的に医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（医療施設等施設整備費補助金・医療施設等設備整備費補助金・医療施設運営費等補助金） 令和8年度概算要求額 2,000 百万円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに基づき、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するため、重点区域で承継・開業する診療所への税制上の措置を講ずることで、より効果的に医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図ることが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課）

項 目 名	セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充
税 目	所得税

要 望 の 内 容	軽度な身体の不調は自分で手当するというセルフメディケーションは、限りある医療資源を有効に活用しながら、健康の維持・増進を図るものであり、今後益々重要になっていくことが考えられる。 我が国の人口動態を見ると、 ・ 2025 年にいわゆる団塊の世代が全員 75 歳以上となり、また、今後 65 歳以上の高齢者は増加傾向が続き、2043 年にピークを迎えると予想されていること、 ・ 一方で、生産年齢人口は急激に減少すると見込まれており、医療分野も含めて労働力の制約が高まっていくと予想されること を踏まえると、今後、セルフメディケーションの推進に重点的に取り組むことが必要。 こうした背景の中で、セルフメディケーションを更に推進する観点から、本税制について、下記の要望を行う。 ○税制の継続 本税制は、令和 8（2026）年末までの時限措置であるが、今後の少子高齢化・人口減少の進展を踏まえると、2027 年以降も本税制を継続し、国民のセルフメディケーションに引き続きインセンティブを与え、行動変容を促していく必要がある。 今後、高齢者は増加傾向が続き、2043 年にピークを迎えるところ、更なる高齢化率の上昇や人口減少の見通しを踏まえ、本税制を恒久化も視野に入れ継続する。 ○対象医薬品の範囲の拡大 本税制は、令和 3 年度税制改正において、スイッチ OTC 医薬品に加えて、新たに解熱鎮痛剤や鎮咳去痰薬などの 4 薬効群を税制対象医薬品に追加したところ、令和 4 年度以降、3 年連続で本税制の利用者が増加している。 今後、国民から見て税制の対象範囲をよりわかりやすくするとともに、セルフメディケーション税制のインセンティブ効果を強化し、セルフメディケーションの一層の推進を図るために、医療費適正化効果が見込まれる非スイッチ OTC 医薬品や OTC 検査薬、薬局製造販売医薬品も税制対象医薬品に追加する。 ○所得控除額の算出方法の見直し 本税制の控除額は、要指導医薬品及び一般用医薬品等購入費の合計額から 1 万 2 千円を差し引いた金額（上限額 8 万 8 千円）となっているが、税制によるインセンティブ効果をより強化するために、所得控除額の算出方法を以下のとおりとする。 購入費から差し引く下限額を現行の 1 万 2 千円から 0 円に引き下げるとともに、上限額を 8 万 8 千円から 20 万円に引き上げる。その上で、少額還付を回避するため、要指導医薬品及び一般用医薬品等購入費の合計額（保険金などで補填される部分を除く）が 1 万 2 千円以下の場合は、本税制の対象外とする。
----------------------------------	--

	<関係条文> 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 22 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 32 条第 1 項、第 34 条第 1 項	
	平年度の減収見込額	▲1,597 百万円
	（制度自体の減収額）	（ — ）
	（改正増減収額）	（ — ）

(1) 政策目的

今後の少子高齢化・人口減少の進展を見据え、限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーションに取り組む環境整備をより一層促進するため、要指導医薬品及び一般用医薬品等の購入費用の自己負担額を対象とした所得控除制度を恒久化も視野に入れ継続するとともに拡充する。

(2) 施策の必要性

軽度な身体の不調に対し、OTC 医薬品等により自分で手当するセルフメディケーションは、今後、少子高齢化・人口減少が一層進む中、限られた医療資源を有効活用しながら国民の健康の維持増進を図る観点から有効であり、今後更なる推進を図る上で、本税制は有効なツールである。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、日頃からセルフメディケーションの意識を持ち、国民一人一人が自らの体調を適切に管理することの重要性が再確認されている。

本税制の導入により、①軽度な身体の不調に対し、OTC 医薬品等により自分で手当することへのインセンティブや、②製薬業界が、今後の需要の増加を見込んで OTC 医薬品の供給量を増やすことへのインセンティブが期待されていたところ、

- ・本税制の利用者が増加傾向にあり、一定程度の医療費適正化効果が見込めること、
 - ・税制対象医薬品の生産・輸入金額は、令和3年度税制改正後の令和4年から令和5年にかけて増加（125%・800億円）していること、
- から、着実にその効果が現れているものと考えられる。

一方、対象医薬品の範囲については、現行制度ではスイッチ OTC 医薬品及び4薬効群の非スイッチ OTC 医薬品に限定されているが、腹痛など「薬局でよく聞かれる症状」の改善に資する胃腸薬のほか、OTC 検査薬、生薬のみからなる一部の鎮咳去痰薬等が対象外とされている状況であり、セルフメディケーションへの政策インセンティブが限られている（※）。また、国民から見て税制の対象範囲が分かりにくいとの指摘もある。

このため、対象となる医薬品の範囲の拡大や控除額の算出方法の見直しにより、本税制のインセンティブ効果を高め、より多くの国民の行動変容を促したいと考えている。

(※) 「総合診療医が教えるよくある気になるその症状（株）じほう」によると、薬局でよく聞かれる症状のうち、便秘、下痢、腹痛がそれぞれ5位、6位、8位に入っており、これらの症状改善に資する OTC 医薬品はいずれも税制対象外となっている。なお、1位かぜ、2位鼻水、3位咳・関節痛の症状改善に資する OTC 医薬品はいずれも税制対象となっている。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策評価】 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ－Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること 【閣議決定】 骨太の方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 （1）全世代型社会保障の構築 （創薬力の強化とイノベーションの推進） （前略）当初の医師の診断や処方に基づき症状の安定している患者が定期的に服用する医薬品や、低侵襲性検体である穿刺血を用いる検査薬を含む医薬品・検査薬の更なるスイッチ OTC 化など、具体的な工程表を策定した上でセルフケア・セルフメディケーションを推進しつつ、薬剤自己負担の見直しを検討する。
		政策の達成目標	より多くの国民がセルフメディケーションに自発的に取り組むよう税制によるインセンティブを付与することで、少子高齢化・人口減少が進む中、限りある医療資源の有効活用と国民の健康の維持増進を両立し、医療費の適正化にも貢献する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化又は継続
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	本税制の導入により、①軽度な身体の不調に対し、OTC 医薬品等により自分で手当することへのインセンティブや、②製薬業界が、今後の需要の増加を見込んで OTC 医薬品の供給量を増やすことへのインセンティブが期待されていたところ、 ・本税制の利用者が増加傾向にあり、一定程度の医療費適正化効果が見込めること、 ・税制対象医薬品の生産・輸入金額は、令和 3 年度税制改正後の令和 4 年から令和 5 年にかけて増加（125%・800 億円）していること から、着実にその効果が現れているものと考えられる。

			また、日本一般用医薬品連合会実施の調査（セルフメディケーション税制に関する意識調査）によると、本税制利用意向は、令和3年時点で1割程度であったところ、令和6年には2割程度と上昇しているところ、他の施策と併せて本税制のインセンティブ機能を強化することにより利用意向を高め、国民行動の変容を促す余地は多くある。
有効性	要望の措置の適用見込み	約10万人 ※税制利用人数が本税制の税制対象医薬品の拡大範囲に比例するものとし、現行制度の状況を基準として推計した。	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	より多くの国民がセルフメディケーションに自発的に取り組むようになることで、少子高齢化・人口減少が進む中、限りある医療資源の有効活用と国民の健康の維持増進を両立し、その結果、医療費の適正化にも資する。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○スイッチ OTC 化推進事業 令和7年度当初予算 10,844 千円 医療用医薬品から要指導・一般用医薬品への転用（スイッチ化）の促進を目的とした「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」の運営等に必要な経費を補助 ○セルフケア・セルフメディケーション調査事業 令和8年度概算要求 70,000 千円 セルフメディケーション税制等について、効果的な周知広報等の方法を調査・検証し、実施するために必要な経費を補助	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	スイッチ OTC 化推進事業は、スイッチ OTC 化を推進し、セルフメディケーションに係る国民の選択肢を増やすための事業であり、国民の行動変容促進の基盤となるものである。 セルフケア・セルフメディケーション調査事業は、セルフメディケーション税制のより一層効果的・効率的な周知方法を調査等する事業であり、引き続き国民の税制への理解を進めるためのものである。 一方、セルフメディケーション税制については、OTC 医薬品等の購入に経済的インセンティブを与え、国民の行動変容を直接的に促す政策である。	
	要望の措置の妥当性	一般的には、OTC 医薬品等を薬局・店舗販売業で購入するよりも、医療機関を受診し、医療用医薬品の処方を受けた方が、薬剤費のみを見れば安く済むことが多く、このことが、本来は OTC 医薬品等で対処できる場合であっても、医療機関を受診するという行動の一要因となっているものと考えられる。	

			セルフメディケーション税制は、OTC 医薬品等の購入に経済的インセンティブを与え、国民の行動変容を直接的に促す政策であり、今後、セルフメディケーション推進に重点的に取り組むに当たっては、本税制の恒久化も視野に入れた継続・拡充を行うことが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	租税特別措置適用人数：令和４年 ４万３千人 令和５年 ４万９千人 令和６年 ５万３千人 (出典) 令和６年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（国税庁）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制によるセルフメディケーション促進の効果は「政策目標の達成状況」に記載したとおりである。 本税制の拡充により、セルフメディケーションに対するインセンティブが強化され、従前の制度よりも国民行動の変容が促される。結果として、利用者が現在の５万人程度から１０万人程度まで拡大すると推計される。	
	前回要望時の達成目標	より多くの国民がセルフメディケーションに自発的に取り組むようになることで、少子高齢化・ポストコロナ社会において限りある医療資源の有効活用と国民の健康の維持増進を両立し、その結果、医療費の適正化にも資する。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制の導入により、①軽度な身体の不調に対し、OTC 医薬品により自分で手当することへのインセンティブや、②製薬業界が、今後の需要の増加を見込んで OTC 医薬品の供給量を増やすことへのインセンティブが期待されていたところ、 ・本税制の利用者が増加傾向にあり、一定程度の医療費適正化効果が見込めること、 ・税制対象医薬品の生産・輸入金額は、令和３年度税制改正後の令和４年から令和５年にかけて増加（125%・800 億円）していること から、着実にその効果が現れているものと考えられる。 一方で、日本一般用医薬品連合会実施の調査（セルフメディケーション税制に関する意識調査）によると、本税制利用意向は２割程度と低迷している。他の施策と併せて、本税制のインセンティブ機能を強化することにより、利用意向を高め、国民行動の変容を促す余地は多くある。	

これまでの 要望経緯	平成 28 年度税制改正、令和 3 年度税制改正において、それぞれ 5 年間の措置が認められており、また、令和 3 年度税制改正においては、解熱鎮痛剤や鎮咳去痰薬などの 4 薬効群の非スイッチ OTC 医薬品について、税制対象医薬品への追加が認められている。
-----------------------	--

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課Ｂ型肝炎訴訟対策室）

項 目 名	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の延長											
税 目	所得税											
要 望 の 内 容	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成 23 年法律第 126 号。以下「Ｂ肝特措法」という。）に基づく給付金等については、令和 9 年 3 月 31 日に請求期限が到来するため、現下の請求状況（※ 1）を踏まえ、当該請求期限の延長を検討しているところである。仮に請求期限を延長した場合には、給付金等について、引き続き、租税その他の公課を課さない措置（※ 2）を講ずることが必要である。 （※ 1）法制定当時の対象見込者は 45 万人であるが、これまでの提訴者数は約 13.6 万人。（令和 7 年 3 月末時点） （※ 2）和解した患者に対して給付金等として支給される金銭への公課の禁止。 <関係条文> Ｂ肝特措法第 20 条 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にＢ型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講じているところ、税制の面からの措置を併せて講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図る。 (2) 施策の必要性 Ｂ肝特措法に基づく給付金等は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて国が特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者に対して支払う和解金としての性質をもつ。したがって、税法上のいわゆる所得とは性質を異にすることから、国税、地方税その他を問わず、給付金等として支給を受けた金銭を受給者の収入又は財産とみて、公課の対象又は標準として租税その他の公課を課されないこととし、和解金としての給付金等の目的を達成する必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標５ 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標５－１ 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	Ｂ肝特措法に基づく給付金等は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて国が特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者に対して支払う和解金としての性質をもつ。したがって、税法上のいわゆる所得とは性質を異にすることから、国税、地方税その他を問わず、給付金等として支給を受けた金銭を受給者の収入又は財産とみて、公課の対象又は標

			準として租税その他の公課を課されないこととし、和解金としての給付金等の目的を達成する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		○平成 28 年度税制改正要望： 給付金等の公租公課禁止規定に関する延長及び拡充要望を行い、措置していただいた。（※平成 28 年度にＢ肝特措法の法改正をしている。） ○令和 3 年度税制改正要望： 給付金等の公租公課禁止規定に関する延長及び拡充要望を行い、公租公課禁止について引き続き措置していただいた。（※令和 3 年度にＢ肝特措法の法改正をしている。）	

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課）

項 目 名	予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、消費税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	定期接種化されていないワクチン（RS ウイルスワクチン等）について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加する場合に、それに伴う税制上の所要の措置を講ずる。 具体的には、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置（※）について、定期接種として追加される予防接種についても同様に対象とするものである。 （※） ○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止（所得税等） ○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税 ○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得の非課税（所得税） ○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止 <関係条文> 予防接種法第 20 条、第 21 条 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 10 条第 1 項 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 31 条の 2 第 15 号 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 71 条の 5、第 72 条の 78 第 1 項 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 14 条第 3 号		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 定期の予防接種は、感染症の発生及びまん延の予防のため、法に基づく公的な制度として実施している中で、極めてまれではあるが予防接種の副反応による健康被害が不可避免的に発生するという特殊性に鑑み、国家補償の観点から、法的な救済措置として健康被害の救済を実施しているものである。 (2) 施策の必要性 定期接種化されていないワクチン（RS ウイルスワクチン等）について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加する場合には、従来の対象疾病と同様に、健康被害の救済給付に対する税制措置について税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標5－1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことによる健康被害に対する救済給付について、税制上の政策的な配慮を行うことで、予防接種の実施等を適切に担保し、もって国民の健康の保持に寄与するもの。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込	—

		み(手段としての有効性)	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する救済給付については、引き続き税制上の政策的な配慮を行う必要があり、新たに対象疾病を追加する場合も、他の対象疾病に係る給付と同様の措置を講ずるべきである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 25 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 平成 26 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。	

	平成 27 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 3 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 6 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 7 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。
--	--

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室）

項 目 名	病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）附則第 2 条の規定により都道府県が行う病床転換助成事業については、当該事業に係る社会保険診療報酬支払基金の業務に関する印紙税の非課税措置が設けられている。 当該事業の期限は令和 7 年度末までとされているところ、令和 8 年度概算要求において、事業期限の延長を要望している。延長の期間を含め、事業延長の可否を予算編成過程で決定することとしているが、当該事業の期限が延長された場合は、延長後の印紙税の非課税措置についても、引き続き存続する。 <関係条文> 印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）別表第三 非課税文書の表（第 5 条関係）		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 10－2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること
		政策の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	病床転換助成事業の期限が延長された場合、令和8年4月1日から延長後の当該期限まで。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	医療機関からの申請に応じ、適切に病床転換助成金が支払われている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	社会保険診療報酬支払基金（1法人）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会保険診療報酬支払基金による病床転換支援金等の徴収が円滑に行われることにより、病床転換助成事業の円滑な実施が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○病床転換助成事業 医療機関が療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用の一部を都道府県が助成する。（費用負担割合は、国：都道府県：保険者＝10：5：12 で、国の令和8年度概算要求額は約1億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	病床転換支援金等を納入した保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金が発行する領収書について、印紙税が非課税となっている。 令和6年度：総支援金等額約 310 万円 令和5年度：総支援金等額約 1,042 万円	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段としての有効性)	社会保険診療報酬支払基金による病床転換支援金等の徴収が円滑に行われる。	
	前回要望時 の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により本税制措置が設けられて以降、平成25年度税制改正要望、平成30年度税制改正要望、令和6年度税制改正要望において同様の要望を認めていただいた。	

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、地域福祉課成年後見制度利用促進室、総務課）

項 目 名		社会福祉法人の制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）については、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）附則第 2 条において、法律の施行後 5 年を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。		
	当該検討については有識者による検討会にて議論を行い、とりまとめを行ったところであり、今後、関係審議会において更に議論を行った上で、法改正を含め必要な対応を行うとともに、必要な税制上の措置を講ずる。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	（制度自体の減収額）		（ － 百万円）
容	（改 正 増 減 収 額）		（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ○ 地域における福祉サービスの提供体制を維持・確保する観点から、福祉サービス提供体制の主体である社会福祉法人や、その社会福祉法人の連携を推進し経営基盤を強化する社会福祉連携推進法人についての必要な制度の見直しを行う必要がある。 ○ 第二種社会福祉事業である「福祉サービス利用援助事業」は、都道府県社会福祉協議会等が、認知症高齢者や知的障害者等の判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業であるが、 ・単身世帯の増加が見込まれる中、頼れる身寄りがないことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等が必要であること ・第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）の指摘（成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等）等を踏まえ、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われており、同計画では、成年後見制度が見直されるまでの間も、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくことが求められていること といった昨今の社会情勢を踏まえ、当該事業内容についての必要な制度の見直しを行う必要がある。 ○ これらのことから、法改正を含め必要な対応を行う。 (2) 施策の必要性 ○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律において、社会福祉法が改正され、社会福祉連携推進法人制度が創設された。附則第2条において、法律の施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされた。 ○ また、「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（令和7年5月28日）において、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する ・相談窓口の在り方 ・支援策の在り方 の方向性が示された。 ○ これらを受け、社会保障審議会福祉部会における検討を行い、その結果を踏まえて制度の見直しを行うこととする場合には、当該見直しに伴う税制上の措置を講ずる必要性がある。		
	今回の要望	合理性	政策体系における政策目的の位置付け

			つつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること 施策目標 1－3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること 施策大目標 2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること 施策目標 2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
		政策の達成目標	・ 社会福祉連携推進法人の活用促進を含めた社会福祉法人の協働化の促進方策を講じることにより、福祉サービスの提供主体としての役割を果たすこと ・ 権利擁護支援を必要とする者に対し適切に福祉サービスを提供し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 等
		租税特別措置の適用又は延長期間同士の期間中の達成目標	—
			—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	・ 社会福祉法人に求められる機能、置かれている状況を踏まえ、協働化の促進が重要であり、その促進方策が必要であること ・ 昨今の社会情勢を踏まえ、第二種社会福祉事業である「福祉サービス利用援助事業」の事業内容を見直すことが重要であり、多様な主体の参画を促す必要があること 等から、税制措置が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省労働基準局労災管理課）

項 目 名	労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	労災保険制度の在り方について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。 <関係条文> 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 12 条の 5 第 2 項及び第 12 条の 6 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 28 条、第 29 条及び第 67 条 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 10 条 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 31 条の 2 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 71 条の 5		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 労災保険の保険給付は、労働災害により、労働者、遺族等の被った損失をてん補し、その保護を図るために必要なものであることから、税法上にいう「所得」とは性質を異にするものである。よって、これらを標準としては、租税は課せられないこととしている。 また、所得税法第10条第1項においては、政令で定める障害者等の350万円以下の預貯金等に係る利子所得等については、所得税を課さないこととされており、所得税法施行令第31条の2第4号においては、労働者災害補償保険法に基づく傷病（補償）等年金等を受けている者について、その対象となっている。 今般の女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、労災保険制度における適用、給付、徴収に係る現代的課題について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において議論・検討を行う。 労災保険制度について、この結果等を踏まえた見直しを予定しており、これに併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。 (2) 施策の必要性 労災保険給付として支給を受けた金品は、労働災害によって失われた被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失をてん補し、その保護を図るために必要なものであることから、税法上にいういわゆる所得とは性質を異にしており、また、見直しの政策効果を高めるためには、併せて税制面の措置を講ずることが必要不可欠である。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標3－1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと
		政策の達成目標	被災労働者の遺族の迅速かつ公正な保護を行うために、女性の労働参加の進展等を反映した労災保険給付を行うことにより、セーフティネット機能の強化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	既存の労災保険給付については、労働者災害補償保険法により非課税措置等が適用されており、労災保険給付に係る見直し後の給付についても、同様の取扱いとすることが適当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—

これまでの 要望経緯	労災保険給付に係る非課税については、複数事業労働者に係る制度見直しに合わせて令和２年度及び令和３年度に非課税措置等に係る税制改正要望を行った。
-----------------------	--

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課）

項 目 名	財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件に係る所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）に基づく、財形住宅貯蓄制度において、利子非課税の税制措置を適用される預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅に関しては、住宅ローン控除の要件を踏まえ、床面積、経過年数等に係る要件が定められている。		
	（例：床面積に関する要件） ① 床面積 50 m²以上 ② 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が令和 5 年 12 月 31 日までに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を受けたものであるときは、40 m²以上 ③ 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、令和 7 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたものであるときは、40 m²以上		
	住宅ローン控除要件の見直しの状況を踏まえ、当該要件に準拠している財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずる。 <関係条文> 勤労者財産形成促進法第 6 条第 4 項 勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号）第 14 条第 2 項 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号）第 1 条の 14 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、政策目的を達成するには、財形貯蓄制度の利用促進が効果的である。 (2) 施策の必要性 財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずることで、勤労者が利子非課税の税制措置のメリットを最大限活用しながら取得できる住宅の範囲が広がり、財形貯蓄制度の利用促進による勤労者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することから、実施する必要がある。				
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること			
			施策大目標 3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること			
			施策目標 3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること			
		政策の達成目標	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。			
	租税特別措置の適用又は延長期間	住宅ローン控除要件の見直しの状況を踏まえ、当該要件に準拠している財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずる。				
	同上の期間中の達成目標	—				
	政策目標の達成状況	○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数				
有効性	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込	財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずることは、財形住宅貯蓄制度を活用した勤労者の住宅取得を促進することで、勤労者財産形成促進制度の普				

		み(手段としての有効性)	及・活用促進を図るという政策目標の実現に向けて有効な措置である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	財形住宅貯蓄制度における対象住宅要件の拡充又は拡充措置の適用期限の延長を行うことにより、勤労者が住宅を取得しやすくなり、ひいては生活の安定が図られることが見込まれ、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績（金額は財形住宅貯蓄制度の利用実績より推計） 令和3年度 55.4万件 169百万円 令和4年度 51.1万件 155百万円 令和5年度 46.1万件 408百万円 令和6年度 40.4万件 680百万円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	財形住宅貯蓄制度については、利子を非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	— (住宅ローン控除要件の見直しを踏まえて、順次対応を行っている。)
-----------------------	---

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課、社会・援護局福祉基盤課、
健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名		東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	
税 目		印紙税	
要 望 の 内 容	株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構並びに独立行政法人勤労者退職金共済機構から金銭の貸付けを受けた者が、東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付けを行う場合の印紙税について、令和8年3月31日まで非課税とされている。 引き続き被災地域の復興の十分な後押しを図るため、当該印紙税の非課税措置を5年間延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること。 (2) 施策の必要性 引き続き新規の特別貸付けが行われていること、また、現時点において非課税対象となっている特別貸付けに係る条件変更（契約更改）が行われることも想定されることから、非課税措置を延長することが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興を通じて、公衆衛生の向上・推進及び国民生活の安定に寄与すること 基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること 施策目標2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
		政策の達成目標	東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間（令和13年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	東日本大震災により被害を受けた者に対する特別貸付けに係る印紙税を非課税とすることにより、生活や事業の再建の支援等に寄与している。

	有効性	要望の措置の適用見込み	東日本大震災により被害を受けた者が本措置の適用対象者となる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	東日本大震災により被害を受けた者に対する特別貸付けに係る印紙税を非課税とすることにより、復興支援の更なる後押しが期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○株式会社日本政策金融公庫 株式会社日本政策金融公庫出資金（東日本大震災復興特別会計）9百万円（令和7年度予算） ○独立行政法人福祉医療機構 財政融資資金 19.3億円（令和7年度予算）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	印紙税の非課税措置は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）の制定時から株式会社日本政策金融公庫等を含む各公的貸付機関において適用されているところである。当該措置が適用される特別貸付けの対象者は現に存在し、今後、新規貸付けが発生する可能性や、非課税措置の残債の条件変更（契約更改）の可能性もある。 したがって、課税の公平性の観点から、引き続き、他の公的貸付機関と同様に措置すべきものであり、また、当該非課税対象は東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
適用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	制度創設以降、印紙税の非課税措置が適用された件数は以下のとおり。 ・株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付関係）3,222件 ・独立行政法人福祉医療機構 1,111件 ・独立行政法人勤労者退職金共済機構（転貸融資） 135件
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた者の租税負担の軽減に寄与し、被災者の復興支援を後押しした。
	前回要望時の達成目標	東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等に寄与し、被災地の復旧・復興に資するという目標は達成している。
これまでの要望経緯		平成 24 年度要望：本特例措置を新設。 令和 3 年度要望：本特例措置を 5 年間延長。

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）

項 目 名	ICD-11 への移行に伴う所要の対応		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	世界保健機関（WHO）において、令和 4 年（2022 年）1 月に「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ICD）が第 10 版（1990 年版。ICD-10）から第 11 版（ICD-11）に改訂され、日本でも 5 年以内の猶予期間の間に「疾病、傷害及び死因の統計分類」（総務省告示）に適用される（令和 9 年中施行予定）。 ICD-11 への移行に伴い、種々の疾患の分類について変更がなされる。これに伴い ICD の考え方に基づいて基準等を定めている各種制度等の取扱いを整理する必要がある、当該整理を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 ICD の考え方に基づいて基準等を定めている各種制度は、国民の福祉の増進及び保健の向上を図ることを目的としている。 (2) 施策の必要性 上記政策目的を達成するには、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の改定に伴い、引き続き税制上の所要の措置を講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、総務課、医療経営支援課）

項目名	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和		
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税		
要望の内容	訪日外国人に対する医療は日本の公的保険医療制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求金額を自由に設定できる。 一方で、税制上優遇措置を受ける社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）の場合には、自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることとする要件（以下「診療費要件」という。）が設けられていることから、訪日外国人に対して、必要な診療費を請求することができない。 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限を緩和する。 <関係条文> 社会医療法人：医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ハ 特定医療法人：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）第 1 条第 1 号ロ 認定医療法人：医療法施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ 福祉病院事業法人：法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 3 号 オープン病院事業法人：法人税法施行規則第 5 条第 5 号 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第 5 条の 2 第 1 項第 1 号		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 特定（▲800 百万円） 認定（▲5,000 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 社会医療法人等が開設する医療機関において、訪日外国人を診療した場合に、医療機関が不利益を被る状態を改善することにより、医療機関が安心して訪日外国人患者を受け入れることができる環境を整備する。 (2) 施策の必要性 訪日外国人旅行者数は、2024 年では 36,869,900 人（独立行政法人国際観光振興機構による推計）であり、過去最高であった 2019 年の 31,882,049 人を約 500 万人上回った。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができる医療提供体制の確保が求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。 しかし、言語や文化的・宗教的背景の違いからコミュニケーションに時間が掛かる等の理由によって訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 訪日外国人に対する診療については、日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療であり、通常の医療機関であれば請求する金額を自由に設定することが可能であるが、社会医療法人等においては診療費要件が課せられていることで、医療機関の経営に支障を及ぼし、ひいては訪日外国人の受入れに消極的となるおそれがある。 そのため、訪日外国人に対する医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等における診療費要件について、訪日外国人に対してはこれを緩和する必要がある。 (参考)「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定） 第 3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. インバウンド回復戦略 (8) インバウンド受入環境の整備 ③ 観光地等の外国人対応の推進 キ 外国人患者受入体制の充実 全国各地において、感染症発生時も含め、医療機関が訪日外国人患者を受け入れることができる体制を整備する。具体的には、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更に充実させ、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしていく。あわせて、訪日外国人旅行者の民間医療保険加入率向上に向けた取組を行う。国家戦略特区において、二国間協定に基づく外国医師の受入枠等の拡大に係る提案を可能としており、これにより増大する外国人患者の医療ニーズに対応する。
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政策の達成目標	○外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築する。 ○地域における訪日外国人への医療提供体制を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	社会医療法人 : 373 法人 特定医療法人 : 307 法人 認定医療法人 : 1,105 法人（累計） 福祉病院事業法人 : 51 法人（令和7年3月調査） オープン病院事業法人 : 103 法人（令和7年3月調査） 厚生農業協同組合連合会 : 33 法人 ※令和7年3月末時点の法人数
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会医療法人等が、訪日外国人に関し、不利益を被る状態が改善され、これによって医療機関における訪日外国人の受入れが進み、訪日外国人に対する医療提供体制の確保に資する。
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業 医療機関における外国人患者の受入れ体制を整備するため、外国人患者受入れ医療コーディネーター養成のための研修、医療機関からの外国人対応に関する相談に対応するワンストップ窓口の運用等を行っている。 （令和7年度予算額 1.4 億）

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	現行制度上、社会医療法人等は訪日外国人等の自費患者に対する診療費を社会保険診療報酬と同一の基準で計算することが認定（承認）要件となっており、認定（承認）要件を満たさない場合は認定（承認）取消となることから、訪日外国人の診療において社会保険診療報酬と同一の基準では赤字となることがわかっていても損失を甘受して診療している現状であり、解決のためには要件の見直しが必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		—
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯			平成 31 年度税制改正要望において、同様の要望を実施している。

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省保険局総務課）

項 目 名	全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 2040 年を視野に入れて、高齢化への対応とあわせて、生産年齢人口の減少に対応した全世代型の社会保障を速やかに構築していくため、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等を踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 等 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(厚生労働省老健局総務課)

項 目 名	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	介護保険制度等について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 2040 年に向けて、85 歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした状況に対応するため、令和 9 年度から始まる次期（第 10 期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度の見直しについて検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。 (※) 2040 年に向けて人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行う。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標 1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標 1－4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 施策目標 1－1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度等の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、サービス基盤の整備を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じることが、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であるとする。 また、税制上の措置を講じることによって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			介護保険制度等に係る税制措置については、今回同様、法改正に合わせて令和5年度等に非課税措置の維持等の税制要望を行った。

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省年金局企業年金・個人年金課、雇用環境・均等局勤労者生活課）

項 目 名		企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため、及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。		
	＜関係条文＞		
	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 7 条、第 9 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3 及び第 145 条の 4		
	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項		
	地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）第 10 条		
	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 68 条の 5		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	（制度自体の減収額）		（ － 百万円）
	（改 正 増 減 収 額）		（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、これらの充実を図る。 (2) 施策の必要性 企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。 そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し（特に、個人が運用指図を行う確定拠出年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	企業年金等の制度の加入者（約 2,094 万人（令和 6 年 3 月末時点））に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社）が特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。 なお、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度、令和2年度及び令和5年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度、令和2年度及び令和5年度において、課税停止が延長されている。

項 目 名		厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	<制度の概要> 厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）が行う医療保健業を収益事業から除外するための要件の一つとして、各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料（以下「病室差額料」という。）の「平均額が5,000円以下」とされている。 <要望の内容> この要件について、経営環境の変化に対応することが可能となるよう見直しを行うこと。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 組合員及び地域住民が日々健やかに生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉の事業を通じて支援を行うことにより、地域社会の発展に貢献する。 (2) 施策の必要性 厚生連は、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担っている公益性を考慮して、昭和59年の法人税法改正で、一定の医療施設を有し、自費患者から受ける診療報酬が低廉等の要件を満たす厚生連について、当該厚生連が行う医療保健業に係る法人税の非課税措置（収益事業から除外）が講じられている。 その要件の一つとして、厚生連の行う事業が公的に運営されていること等を確認することとし、病室差額料に関し上記の要件が設けられている。 厚生連は、これまで人件費・物価の上昇等にあわせて病室差額料を見直す中で、当該要件の額に近づく病院を運営する厚生連が8割に達しており、28年前（平成9年）に設定された要件（平均額（税抜）5,000円）では、近年の人件費・物価上昇に対応することが困難になりつつある。 このため、法人税の非課税措置が講じられている趣旨を踏まえつつ、厚生連が、経営環境の変化に対応することが可能となるよう、病室差額料に関する要件を見直す必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 9 年度 病室差額料の料金の平均額 4,000 円以下 → 5,000 円以下 平成 26 年度 特別の療養環境に係る病床に関する要件（割合・料金）の撤廃を要望

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課）

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、 租税特別措置法施行規則第 20 条）		
要 望 の 内 容	我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。		
	○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	(精査中) 百万円 (▲947, 900) 百万円

		(改正増減収額)	(23,000)百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的	我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。	
	(2) 施策の必要性	我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約8割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットィングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第5期） 基本目標ⅩⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 施策大目標2 研究を支援する体制を整備すること 施策目標2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針2025〔令和7年6月13日閣議決定〕 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版〔令和7年6月13日閣議決定〕 Ⅲ. 投資立国の実現 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発
-----------------------------	------------	--------------------------	--

		を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一貫通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一貫通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。 ○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～ 成長投資が導く2040年の産業構造 ～ [令和7年6月3日] IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10)イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一貫通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 ○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～ [令和7年4月17日] 3. 政策の方向性と具体的施策 (1) 戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一歩前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。 <具体的施策> ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）
--	--	---

			・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。 <具体的施策> ～略～ ・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
		政 策 の 達成目標	○2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○2026 年度以降の目標 2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。（2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。）
		租税特別措置の適用又は延長期間	○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ

		(以上、適用期限の定めなし) ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合に控除率及び控除上限の上乗措置の延長 (以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 (3 年間))																											
	同上の期間中の達成目標	第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中																											
	政策目標の達成状況	○官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にすると達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円となっている。 研究費の推移 (兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度※</td><td>2025 年度※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021～2025 年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024 年度は評価書作成時点(令和 7 年 8 月)では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 企業の自己負担研究費 (兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td></tr><tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> [出典：2024 年 (令和 6 年) 科学技術研究調査 (総務省)]		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度※	合計	目標値 (2021～2025 年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	企業	15.7	17.0	18.0	-
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度※	2025 年度※	合計	目標値 (2021～2025 年度)																						
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																						
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度																								
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																								
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和 8 年度適用件数見込み ・一般型 9,650 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941 件／事業年度																											
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	研究論文 (Kasahara et al. (2014)) によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4% 増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー (池内 (2022)) によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																											

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の割合 <table><thead><tr><th></th><th>研究開発税制等</th><th>補助金等</th><th>合 計</th></tr></thead><tbody><tr><td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr><tr><td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr><tr><td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr><tr><td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr><tr><td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr><tr><td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr></tbody></table> (出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD) ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%
		研究開発税制等	補助金等	合 計																																		
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																			
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																			
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																			
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																			
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																			
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																			
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																			
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																			
要望の措置の妥当性	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企																																					

		業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。 ・科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットイングな投資環境の整備等が必要。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	① 減収額実績（うち、資本金1億円以下の法人分） ＜一般型＞ 令和3年度 6,120億円（159億円） 令和4年度 7,255億円（422億円） 令和5年度 8,994億円（542億円） ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和3年度 256億円（254億円） 令和4年度 241億円（237億円） 令和5年度 258億円（250億円） ＜オープンイノベーション型＞ 令和3年度 151億円（6億円） 令和4年度 141億円（12億円） 令和5年度 226億円（14億円） ② 適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分） ＜一般型＞ 令和3年度 3,556件（1,005件） 令和4年度 8,014件（4,091件） 令和5年度 9,047件（4,910件） ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和3年度 5,558件（5,542件） 令和4年度 5,636件（5,624件） 令和5年度 5,638件（5,624件） ＜オープンイノベーション型＞ 令和3年度 593件（287件） 令和4年度 2,752件（1,351件） 令和5年度 3,120件（1,974件） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42条の4 ② 令和5年度適用件数（うち、資本金1億円以下の企業分） （1）一般型 : 9,047件（4,910件） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 5,638件（5,624件） （3）オープンイノベーション型 : 3,120件（1,974件） ③ 令和5年度適用額（うち、資本金1億円以下の企業分） （1）一般型 : 8,994億円（542億円） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 258億円（250億円） （3）オープンイノベーション型 : 226億円（14億円）

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○企業の自己負担研究費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分） 平成 26 年度 147,388 億円（4,887 億円） 平成 27 年度 147,727 億円（4,061 億円） 平成 28 年度 143,075 億円（4,419 億円） 平成 29 年度 149,863 億円（3,849 億円） 平成 30 年度 154,369 億円（3,585 億円） 令和 元年度 154,473 億円（4,010 億円） 令和 2 年度 152,236 億円（4,358 億円） 令和 3 年度 156,567 億円（4,815 億円） 令和 4 年度 169,982 億円（7,570 億円） 令和 5 年度 180,151 億円（5,466 億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）
	前回要望時の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。
これまでの要望経緯		昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、

		その支出額の 15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度(総額型)の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。
		売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	(経済対策)総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置(22 年度末まで)。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(23 年度末まで)。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	(平成 23 年 6 月再つなぎ法) 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長(23 年度末まで)。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(25 年度末まで)。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ(20%→30%)(26 年度末まで)
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長(28 年度末まで) 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大 30%まで)に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度(0I 型)をあわせ、控除上限を 30%(総額型 25%、0I 型 5%)にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 0I 型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。

	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 OI 型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。
令和 元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）
令和 3 年度	拡充	一般型（総額型から改名）の控除上限を 25%から 30%に引き上げ（2 年間） ※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。
	縮減	特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで）
令和 5 年度	拡充	一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。 ビッグデータや AI 等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。

	特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） 令和6年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。
--	---

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等		
税 目	所得税 （租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5） 法人税 （租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28）		
要 望 の 内 容	【要望事項】 適用期限を 2 年延長する。（令和 10 年 3 月 31 日まで） 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲34,900 百万円） （ - 百万円）

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。

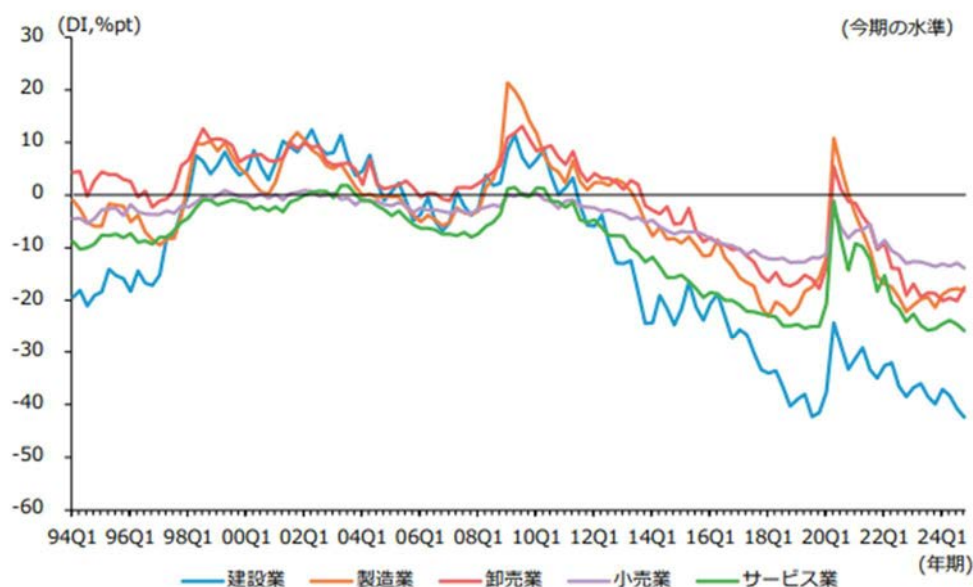
(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.6%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

<参考> 中小企業の従業員数過不足 DI の推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）従業員数過不足DIは、従業員数の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

（出典）中小企業景況調査

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が30%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準に到達することを目指す。
		政策目標の達成状況	売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率 平成29年度 26.5% 平成30年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和2年度 29.7% 令和3年度 29.7% 令和4年度 29.8% 令和5年度 29.5% （参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 平成29年度 16.0% 平成30年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和2年度 16.9% 令和3年度 16.5% 令和4年度 15.5% 令和5年度 16.0% （出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算
	有効性	要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 令和7年度 法人：706,749社、個人：31,726者 令和8年度 法人：732,898社、個人：32,899者 令和9年度 法人：760,016社、個人：34,117者 ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。

		要望の措置 の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。																				
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。																				
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																				
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				
	要望の措置の妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。																					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和 5 年度） <table><tr><td>業種</td><td>割合</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>31.4%</td></tr><tr><td>建設業</td><td>18.9%</td></tr><tr><td>製造業</td><td>12.0%</td></tr><tr><td>小売業</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>不動産業</td><td>8.2%</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>料理飲食旅館業</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>運輸通信公益事業</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.3%</td></tr></table> （出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和 7 年 2 月国会提出）」		業種	割合	サービス業	31.4%	建設業	18.9%	製造業	12.0%	小売業	9.3%	不動産業	8.2%	卸売業	7.5%	料理飲食旅館業	4.2%	運輸通信公益事業	3.2%	その他	5.3%
	業種	割合																					
サービス業	31.4%																						
建設業	18.9%																						
製造業	12.0%																						
小売業	9.3%																						
不動産業	8.2%																						
卸売業	7.5%																						
料理飲食旅館業	4.2%																						
運輸通信公益事業	3.2%																						
その他	5.3%																						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項：第 67 条の 5 ② 適用件数：657,884 件（令和 5 年度） ③ 適用額：3,728 億円（令和 5 年度）																					

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約 3 時間の事務負担の軽減につながっている。
	前回要望時の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準に到達することを目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は 20%を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 (上記「政策目標の達成状況」参照)
これまでの要望経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで） 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末まで） 令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末まで）

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名		事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等	
税 目		相続税 贈与税 租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 から第 70 条の 7 の 8 まで 租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 から第 40 条の 8 の 8 まで 租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 から第 23 条の 12 の 5 まで	
要 望 の 内 容	経営者の高齢化の進展等を鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の申請期限の延長を行うとともに、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方について検討する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (▲141,000 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。		
	(2) 施策の必要性 法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（2018 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、2024 年時点の経営者年齢のピークは 50 代後半になり、なだらかになりつつある。 一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、物価高やトランプ関税等の不透明な経営環境の中で、制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、未だ事業承継が必要となる 70 代以上の事業者が多く存在している。加えて、今後承継が本格的に必要となる 60 代の層も多く存在している。 このような状況等を踏まえ、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるよう、法人版（特例措置）・個人版事業承継税制の承継計画の申請期限の延長を行うことが必要。加えて、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方について検討が必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること																																																										
		政策の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。																																																										
		租税特別措置の適用又は延長期間	法人版事業承継税制 （一般措置）期限の定めなし。 （特例措置）令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。																																																										
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																																																										
		政策目標の達成状況	法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（2018年）には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、2024年時点の経営者年齢のピークは50代後半になり、なだらかになりつつある。 一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、未だ事業承継が必要となる70代以上の事業者が多く存在している。加えて、今後承継が本格的に必要な60代の層も多く存在している。 経営者の年齢割合の変化 <table border="1"><caption>経営者の年齢割合の変化 (推定値)</caption><thead><tr><th>年齢層</th><th>2009年</th><th>2014年</th><th>2019年</th><th>2024年</th></tr></thead><tbody><tr><td>30～34</td><td>0.7%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>35～39</td><td>2.2%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>40～44</td><td>5.3%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>45～49</td><td>9.8%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>50～54</td><td>14.7%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>55～59</td><td>15.0%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>60～64</td><td>14.4%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65～69</td><td>12.5%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>70～74</td><td>10.9%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>75～79</td><td>8.8%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>80～</td><td>5.6%</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 法人版事業承継税制は、2018年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、2020年度～2022年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。2023年度は特例承継計画の提出期限の	年齢層	2009年	2014年	2019年	2024年	30～34	0.7%				35～39	2.2%				40～44	5.3%				45～49	9.8%				50～54	14.7%				55～59	15.0%				60～64	14.4%				65～69	12.5%				70～74	10.9%				75～79	8.8%				80～	5.6%	
年齢層	2009年	2014年	2019年	2024年																																																									
30～34	0.7%																																																												
35～39	2.2%																																																												
40～44	5.3%																																																												
45～49	9.8%																																																												
50～54	14.7%																																																												
55～59	15.0%																																																												
60～64	14.4%																																																												
65～69	12.5%																																																												
70～74	10.9%																																																												
75～79	8.8%																																																												
80～	5.6%																																																												

		延長前により、駆け込み需要等で大幅に増加したものの、その反動により 2024 年度の申請件数が減少した。 税制活用の推移 <table><caption>税制活用の推移 (申請件数)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>申請件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>2008年度</td><td>141</td></tr><tr><td>2009年度</td><td>262</td></tr><tr><td>2010年度</td><td>133</td></tr><tr><td>2011年度</td><td>133</td></tr><tr><td>2012年度</td><td>170</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>213</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>257</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>480</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>446</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>264</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>2,936</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>3,451</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>2,808</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>2,661</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>2,690</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5,531</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>1,671</td></tr></tbody></table> ※法人版について、2017 年度以前は計画認定件数、2018 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。（2025 年 3 月末時点集計）	年度	申請件数	2008年度	141	2009年度	262	2010年度	133	2011年度	133	2012年度	170	2013年度	213	2014年度	257	2015年度	480	2016年度	446	2017年度	264	2018年度	2,936	2019年度	3,451	2020年度	2,808	2021年度	2,661	2022年度	2,690	2023年度	5,531	2024年度	1,671
年度	申請件数																																					
2008年度	141																																					
2009年度	262																																					
2010年度	133																																					
2011年度	133																																					
2012年度	170																																					
2013年度	213																																					
2014年度	257																																					
2015年度	480																																					
2016年度	446																																					
2017年度	264																																					
2018年度	2,936																																					
2019年度	3,451																																					
2020年度	2,808																																					
2021年度	2,661																																					
2022年度	2,690																																					
2023年度	5,531																																					
2024年度	1,671																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約 3,000 件／年（2018 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）																																				
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	制度の適用を受ける中小企業者の準備期間が確保されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ・事業承継・M&A 推進事業（令和 6 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和 6 年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 61 億円の内数、令和 7 年度当初予算 144 億円の内数）																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。																																				

		要望の措置 の 妥 当 性	制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	<平成 30 年度> 特例承継計画の申請件数：2,936 件 <令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,451 件 <令和 2 年度> 特例承継計画の申請件数：2,808 件 <令和 3 年度> 特例承継計画の申請件数：2,661 件 <令和 4 年度> 特例承継計画の申請件数：2,690 件 <令和 5 年度> 特例承継計画の申請件数：5,531 件 <令和 6 年度> 特例承継計画の申請件数：1,671 件 ※令和 7 年 3 月末時点	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。	
	前回要望時 の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課 税価格の軽減措置の 創設 平成 15 年度改正	

	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成 18 年度改正 物納手続の改善 平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） 平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 の創設 平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退 任要件に変更等 平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置 平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正 贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設 令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し 令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し 令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長 令和 6 年度改正
--	--

	法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の 個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を2年延長 令和7年度改正 法人版事業承継税制の特例措置において役員就任要件の見直し、 個人版事業承継税制の事業従事要件の見直し
--	---

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省大臣官房厚生科学課）

項 目 名		第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始	
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。		
	（注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
	平年度の減収見込額		百万円
	（制度自体の減収額）		（ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	（改 正 増 減 収 額）		（ 百万円）
	(1) 政策目的		
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。			
「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）において、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。			
国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
	これまでの要望経緯		新規要望

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課消費生活協同組合業務室）

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	令和 8 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由			
	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 (— 百万円)	
	(改 正 増 減 収 額)	(— 百万円)	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること 施策目標 1－3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 4,000 万人^(※) （出典：国税庁「令和 5 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 5 年分申告所得税標本調査」） ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	要望の措置の妥当性	国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,348 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額 2,289 万円に比べて6割程度に留まっている（※）。 このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考ええる。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 （出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」） ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載																																																																																										
	租税特別措置の適用実績	（給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※（％）） <table><tr><td></td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>74.0</td><td>74.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>69.7</td><td>69.5</td><td>69.1</td><td>68.3</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>47.5</td><td>51.3</td><td>50.0</td><td>53.0</td><td>52.2</td><td>54.3</td><td>56.1</td><td>57.0</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>17.1</td><td>17.9</td><td>17.8</td><td>17.6</td><td>17.0</td><td>16.9</td><td>16.5</td><td>16.2</td></tr><tr><td>全体</td><td>76.5</td><td>77.2</td><td>76.7</td><td>77.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.2</td></tr></table> （出典：国税庁「民間給与実態統計調査」） （一人当たりの保険料控除額※（万円）） <table><tr><td></td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>4.1</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.8</td><td>3.7</td><td>3.6</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>2.9</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.2</td><td>3.2</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>4.4</td><td>4.4</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr><tr><td>全体</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td></tr></table> （出典：国税庁「民間給与実態統計調査」） ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	一般生命	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	介護医療	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	個人年金	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	全体	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	一般生命	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	介護医療	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	個人年金	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																			
	一般生命	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3																																																																																			
介護医療	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0																																																																																				
個人年金	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2																																																																																				
全体	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2																																																																																				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																				
一般生命	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6																																																																																				
介護医療	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2																																																																																				
個人年金	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																				
全体	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8																																																																																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																																																																											
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答（※）しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。 （※）生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果 <table><tr><th>質問</th><th>回答</th><th>回答割合</th></tr><tr><td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td><td>新規加入・増額をしたい</td><td>8.0%</td></tr><tr><td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td><td>21.5%</td></tr><tr><td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td><td>26.9%</td></tr></table> （出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2025」）	質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	8.0%	新規加入・増額を前向きに検討したい	21.5%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	26.9%																																																																																	
質問	回答	回答割合																																																																																										
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	8.0%																																																																																										
	新規加入・増額を前向きに検討したい	21.5%																																																																																										
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	26.9%																																																																																										

		生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。
	前回要望時の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。 本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされ、令和 7 年度税制改正では、令和 8 年中の 1 年間の時限的な措置とされた。